

2011年11月15日  
郵便事業株式会社  
郵便局株式会社

**平成23年11月2日の奄美地方における大雨の被害に対する  
日本郵政グループの救援対策**

平成23年11月2日の奄美地方における大雨の被害による被災者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉眞一）及び郵便局株式会社（東京都千代田区、代表取締役会長 古川治次）では、この度の大雨により被災された皆さまへの救助活動を支援するために、災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除等を以下のとおり実施いたしますので、お知らせいたします。

**1 災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先及び取扱期間**

[別紙](#)のとおり

**2 取扱条件**

- (1) 内容品  
現金
- (2) 取扱い  
現金書留とするもの（現金書留以外の特殊取扱とすることはできません。）
- (3) 表示  
表面の見やすい所に「救助用郵便」と記載されたもの
- (4) その他
  - ア 個人から差し出されたもの
  - イ 災害義援金の配分について条件を付していないもの

**3 被災者が差し出す郵便物の料金免除の取扱い窓口及び取扱期間**

[別紙](#)のとおり

以上

【報道関係の方のお問い合わせ先】	【お客さまのお問い合わせ先】
郵便事業株式会社 経営企画部 広報室 電話：03-3504-9798（直通） FAX：03-3504-9717	郵便事業株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から 0570-046-666（有料） [受付時間 平日 8:00~22:00 土・日・休日 9:00~22:00]
郵便局株式会社 経営企画部 渉外室（報道担当） 電話：03-3504-4127（直通） FAX：03-3508-9736	郵便局株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から 0570-046-666（有料） [受付時間：平日 8:00~22:00 土・日・休日 9:00~22:00]

## 災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先及び取扱期間

県名	自治体等名	送付先	取扱期間
鹿児島県	瀬戸内町	〒894-1592 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地 瀬戸内町役場 保健福祉課	平成23年11月15(火)から 平成24年3月31日(土)まで

※ 今後、この度の大雨による被害に関して、災害義援金を内容とする現金書留郵便物の受入れを行う救助団体の追加や取扱期間の延長等の変更があった場合には、随時、ゆうびんホームページでお知らせしてまいります。

【掲載ページ】 <http://www.post.japanpost.jp/index.html>

## 被災者が差し出す郵便物の料金免除の取扱窓口及び取扱期間

県名	自治体等名	取扱窓口	取扱期間
鹿児島県	瀬戸内町	郵便事業株式会社名瀬支店 郵便局株式会社 瀬戸内町に所在する郵便局	平成23年11月14日(月)から 平成23年12月13日(火)まで

※ 今後、この度の大雨による被害に関して、被災者が差し出す郵便物の取扱窓口の追加や取扱期間の延長等の変更があった場合には、随時、ゆうびんホームページでお知らせしてまいります。

【掲載ページ】 <http://www.post.japanpost.jp/index.html>